

# 公 募

次のとおり、令和8・9年度緊急応急工事に係る要請対象者を公募します。

令和8年1月26日

中部森林管理局長 佐伯 知広

## 1 業務名

令和8・9年度緊急応急工事

## 2 対象地域

中部森林管理局管内及び民有林直轄治山事業地区

(対象地域:長野県、富山県、岐阜県及び愛知県内及び新潟県糸魚川市)

## 3 目的

中部森林管理局管内において山地災害が発生し、そのまま放置すれば土石流や路肩決壊等により、人命や人家等の保全対象へ被害が及ぶ若しくは被害が拡大するおそれがある場合に迅速な緊急応急工事を行うため、必要な資格を備えた者を公募し、予め緊急応急工事要請対象者名簿を作成し、有事に備えることを目的とする。

## 4 工事内容

豪雨等により人命や人家等の保全対象に被害が及ぼすほどの山地災害時に、ライフラインの確保、人命及び人家等への被害拡大防止等の措置に必要な崩土除去及び大型土のう工設置等、緊急を要する応急処置の実施。

## 5 要請対象者

緊急応急工事の要請対象者は、局管内における当該年度を含む競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書に登録され、本公募への申込をもって緊急応急工事要請対象者名簿に登録された者とする。

## 6 緊急応急工事の内容

局管内で想定される緊急応急工事の主な内容は、以下の工事とする。

- (1) 大型土のうの設置
- (2) 流出・崩壊土砂の撤去
- (3) 流木・倒木除去
- (4) 施設の応急補強
- (5) 林道等の仮復旧
- (6) 土石流安全対策
- (7) その他必要と認める工事
- (8) (1)から(7)の対策に係る仮設工事

## 7 公募参加資格

下記の(1)から(8)の要件を全て満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 中部森林管理局における令和 7・8 年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事 A、B、C、D 等級」のいずれかの登録を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

なお、事案が発生した際は、一般競争参加資格を有していること。

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間において、元請けとして森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)のほか、国の機関又は地方公共団体等(都道府県、市町村、財団又は社団法人)が以下に示す同種工事のいずれかを局管内において施工した実績を有すること。(共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率 20% 以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。)

ただし、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が 65 点以上のものに限る。

### 同種工事

- ア 治山事業における渓間工事
- イ 治山事業における山腹工事
- ウ 治山事業における地すべり防止工事
- エ 林道規程に基づく林道の種類が自動車道の工事
- オ 治山事業における保安林管理道等の工事
- カ エ及びオと構造・規格が同程度の作業道の工事
- キ 市町村道の工事

- (5) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、局管内に所在すること。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次の届出をしていない建設業者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。)でないこと。  
ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
- (8) 請負事業等における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものも含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

## 8 応募資料の作成

本公募へ応募する者は、申込書【様式1】および上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明する次の資料を提出する。

- (1) 一般競争参加資格  
令和7・8年度に係る「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」の写しを添付すること。  
競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書については、中部森林管理局ホームページ ホーム > 公告・入札情報 > 契約関係情報 > 林野庁における建設工事契約等に係る競争参加資格審査の申請について内の「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」を参照。  
(URL:[https://www.maff-ebic.go.jp/rinya\\_meibo/](https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/))
- (2) 同種工事の施工実績及び経営の状況  
上記7(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を1件記載すること。  
確認資料として、(ア)施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、(イ)同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS/TECRIS)」(以下「CORINS/TECRIS」という。)に登録されており、その登録内容から(ア)及び(イ)が確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(ア)及び(イ)が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。  
なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する工事成績評定通知書の写しを添付すること。  
本店、支店又は営業所の所在地が確認できる資料については、上記8(1)により省略可とする。  
緊急応急工事要請対象者の名簿に登録を希望する支店又は営業所がある場合には、必要事項を【様式4】に記載し、併せてその住所を確認できる資料を添付すること。

(3) 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項 【様式3】

(5) 名簿情報入力表 【様式4】

「記載上の注意」を確認のうえ、Excel ファイルで提出すること。

9 応募期間・資料の提出期限、資料の交付場所及び提出先

(1) 応募期間

令和8年1月27日～令和8年2月17日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 応募資料の提出期限

令和8年2月17日 午後 5 時まで(郵送の場合は期限必着)

(3) 資料の交付場所

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 計画保全部 治山課 担当:専門官(災害調整)

IP 電話 050-3160-6557

中部森林管理局計画保全部治山課の電子メールアドレス c\_chisan@maff.go.jp

電子データは、記録媒体(CD-R 又は CD-RW[未使用・未開封])を持参することを条件に交付。

なお、応募資料は、中部森林管理局ホームページからもダウンロードできる。

(4) 資料の提出

上記8(1)～(5) の資料を、上記9(3) へ電子メール又は書面にて提出すること。

10 公募結果

応募資料の審査により合否判定を行い、合格者は、令和8・9年度緊急応急工事要請対象者名簿へ登録し、中部森林管理局ホームページにて公表する。

11 名簿の有効期限

名簿の有効期限は、令和9年度末(令和 10 年 3 月 31 日)までとする。

ただし、事情により名簿から変更・削除を希望する者は、依頼書【様式6】により隨時提出することができる。

## 12 緊急応急工事対応者(契約相手方)の選定方法

緊急応急工事の実施にあたっては、次の手順に従って契約相手方を決定する。

- (1) 緊急応急工事要請対象者名簿から、次のアからウの条件により、緊急応急工事予定箇所から距離で最も近い者から順に要請を行った上で、緊急応急工事対応者候補者(以下「選定候補者」という。)を1者選定する。

ア 本社、支店又は営業所の所在地

イ 署(所)長等が発注する治山及び林道工事のうち、実行中の工事箇所

ウ 工事請負指名停止措置要領(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと

- (2) 選定候補者に対し、災害の状況及び緊急応急工事の内容を明示し、併せて配置技術者に関する条件を示して対応確認依頼を行う。

選定候補者は、対応確認依頼の内容を確認し、緊急応急工事の対応の可否を回答する。

なお、該当する森林管理署等に、当該年度の「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」の写しと、次に掲げる基準を満たしていることがわかる資料と配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の状況【様式5】を速やかに提出すること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも配置予定技術者の専任の配置は要しない。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者。

(イ) 1級又は2級建設機械施工管理技士の資格を有する者。

(ウ) 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(森林土木)の資格を有する者。

イ 監理技術者が必要になる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

(イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。

ウ 配置予定技術者の工事経験の概要に係る実績年度は、上記7(4)と同じとする。

エ 継続教育単位の取得状況

配置予定技術者が、森林・自然環境技術教育会(JAFEE)又は建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD(継続教育)の単位を取得している場合は、令和7年度中又は令和8年度中に取得した単位が証明できる書類を添付すること。

オ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書提出日以前において1日以上)があること。

カ　主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

(3) 配置予定技術者の状況【様式5】の審査後、適任と判断された場合は、国有林野事業工事請負契約約款に基づく随意契約を締結する。

なお、候補者が確定しない場合は、上記12(1)(2)により再度候補者を選定する。

### 13 総合評価落札方式の評価加点措置

上記12「名簿の有効期限」に掲げる期間に局管内において緊急応急工事を実施した場合は、緊急応急工事が完了した時点から2年間、総合評価落札方式における「企業に関する事項」のうち「地域貢献度」の加点対象とする。

### 14 公募に関する質問及び回答

この公募及び交付資料等に関する質問がある場合においては、書面(任意様式)により電子メールで提出すること。

#### (1) 提出場所

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 総務企画部 経理課 担当:専門官(契約適正化)

(IP電話 050-3160-6533)

電子メールアドレス:(c\_keiri@maff.go.jp)

#### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、中部森林管理局ホームページにおいて公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

#### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

( [http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku\\_info/koukihoji/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html) )

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。